

## 平成18年度 マスターセンター補助調査・研究事業 「中小企業の個人情報保護法等への対応」 サマリー

本事業では新潟県内の中小企業事業者を対象に、個人情報保護法と不正競争防止法に関する経営者自身の知識と理解度、組織として実施している個人情報保護活動と営業秘密保護活動の状況について調査・研究を実施した。セルフチェックに基づくアンケート調査と経営者への直接インタビューを組み合わせることで、各社のセキュリティ上の具体的な弱み情報の漏洩という危険性を最小限に留め、経営者の本音と各社の実態に迫ることができた。

調査対象となった経営者の皆様の両法律に関する知識は豊富で、理解度もきわめて高かった。その豊富な知識を活かしてマネジメントシステムを構築し、保護活動を積極的に推進している企業グループの存在を確認できた。しかし豊富な知識を保有しているにもかかわらず、保護活動をほとんど実施していない企業グループの存在も確認できた。マスコミやインターネット経由で流れ込んでくる詳細かつ大量の情報を、取捨選択・体系化・優先度付けできないまま全て取り込み、会社の活動に使われない不要不急の情報や知識として蓄積している。豊富な知識を持つが故に逆に身動きが取れなくなっている。我々は「情報メタボリック・シンドロームの発生」と診断した。

メタボリック・シンドロームへの対応が日々の運動から始まるように、情報メタボリック・シンドロームへの対応も、個人情報保護活動と営業秘密保護活動にまず着手することから始まる。運動習慣の無い者が負荷の高い運動を突然行うことが健康に逆効果であるように、保護活動も高度な保護施策を全対象について一気に実施するのではなく、まず着手し易い施策から実施し、活動実績を蓄積しながら、より効果的かつ実施が難しい施策へと段階を踏んで進むことを提言する。

個人情報はB to C型ビジネスにおいて、製品・サービス差別化のキーポイントとなる重要な経営資源である。個人情報の活用方法は多彩である。個人情報を活用した新たなビジネスモデルが、中小企業から生み出される可能性が高い。しかし個人情報収集・通知・同意・利用方法のわずかな違いで、個人情報保護法への抵触や損害賠償請求を受けるリスクが存在する。どの行為が適法で、どの行為が違法かという表面的な知識だけでは足りない。自社のビジネスモデルに個人情報保護上の問題が含まれていないかを正確に判断できるようになるために、法律の目的・狙い、背景に有る事情を理解することを提言する。

自社の保有する知識やノウハウが不正競争防止法上の営業秘密として保護されるためには、それらの情報が秘密として管理されているという客観的な裏付けが必要である。営業秘密を含む資料への秘密表示、営業秘密へのアクセス管理、契約書への守秘義務条項盛込を提言する。これは自社の営業秘密を守る姿勢の社内外へのアピールであると共に、自社が他社の営業秘密を守る意志と能力をも有していることを社外にアピールすることの提言でもある。